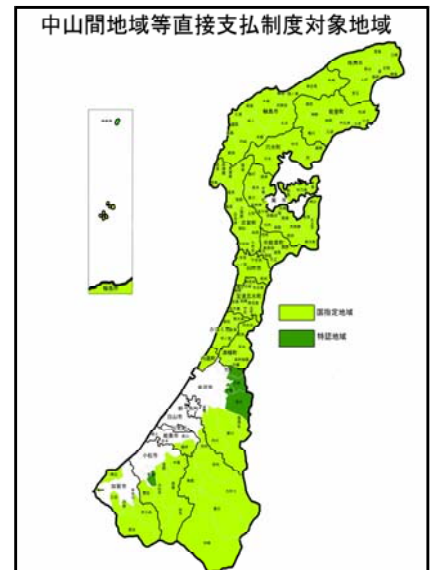


中山間地域等直接支払制度の概要

1 趣旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持、推進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取り組み等を推進する。



2 対象地域

- (1) 国指定地域： 地域振興5法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法）の指定地域
- (2) 特認地域： 国指定地域と条件が同等の地域で、追加指定した地域

3 対象農地

急傾斜など、農業生産条件の不利な農振農用地区域の農地

4 対象行為及び対象者

集落協定等に基づき、5年以上継続される農業生産活動等を行う農業者等

5 交付単価（10aあたり）

区分	傾斜度	耕作放棄抑止の取組み (基礎単価)	農業生産体制の整備 (体制整備単価)
水田	急傾斜；1/20以上	16,800円	21,000円
	緩傾斜；1/100以上1/20未満	6,400円	8,000円
畑	急傾斜；15度以上	9,200円	11,500円
	緩傾斜；8度以上15度未満	2,800円	3,500円

(注) 農業生産体制の整備とは、耕作放棄抑止の取組みに加え、集落で農業機械の共同化や担い手への農地の集積等の取り組みを行うことをいう。

6 負担区分

- (1) 国指定地域 国 1/2、県 1/4、市町 1/4
- (2) 特認地域 国 1/3、県 1/3、市町 1/3

7 事業実施期間

- 第1期対策 平成12年度～16年度
- 第2期対策 平成17年度～21年度
- 第3期対策 平成22年度～26年度